

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="277 646 790 767">伊達市男女共同参画プラン (H23年2月)</p>	<p data-bbox="1151 646 1758 767">伊達市男女共同参画プラン改定案 (H29第1回庁内委員会 意見反映版)</p>	

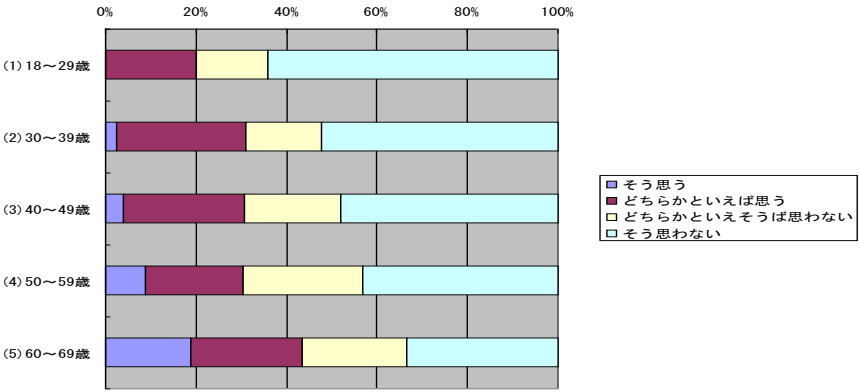
## 新旧対照表

旧	新	備考
※割愛	<p>目次</p> <p>プランの体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3</p> <p>基本目標Ⅰ 人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革・・・・・・・・・・・・ 4</p> <p>    施策の方向1 さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発・・・・・・・・・・・・ 7</p> <p>    施策の方向2 家庭・地域での男女共同参画の実践・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9</p> <p>    施策の方向3 多様な価値を尊重する社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10</p> <p>基本目標Ⅱ 意思決定過程への男女共同参画の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12</p> <p>    施策の方向1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・・・ 15</p> <p>    施策の方向2 地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進・・・・ 17</p> <p>    施策の方向3 女性の人材育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19</p> <p>基本目標Ⅲ 男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり・・・・・・・・・・・・ 22</p> <p>    施策の方向1 安心して働き続けることのできる職場環境づくり・・・・・・・・・・・・ 25</p> <p>    施策の方向2 仕事と家庭生活を両立するための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27</p> <p>基本目標Ⅳ 健康で安心して生活できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29</p> <p>    施策の方向1 男女間のあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32</p> <p>    施策の方向2 生涯にわたる健康の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33</p>	

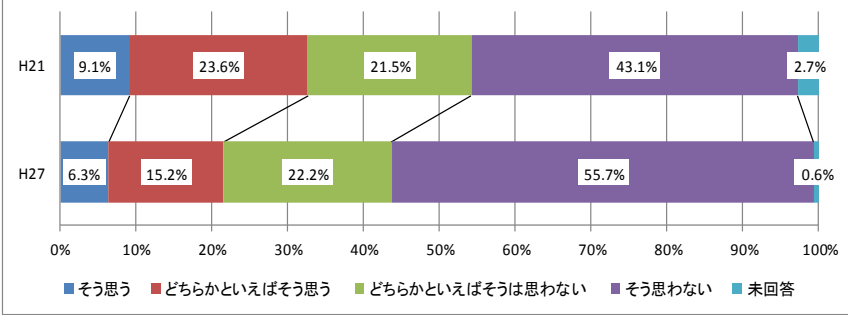
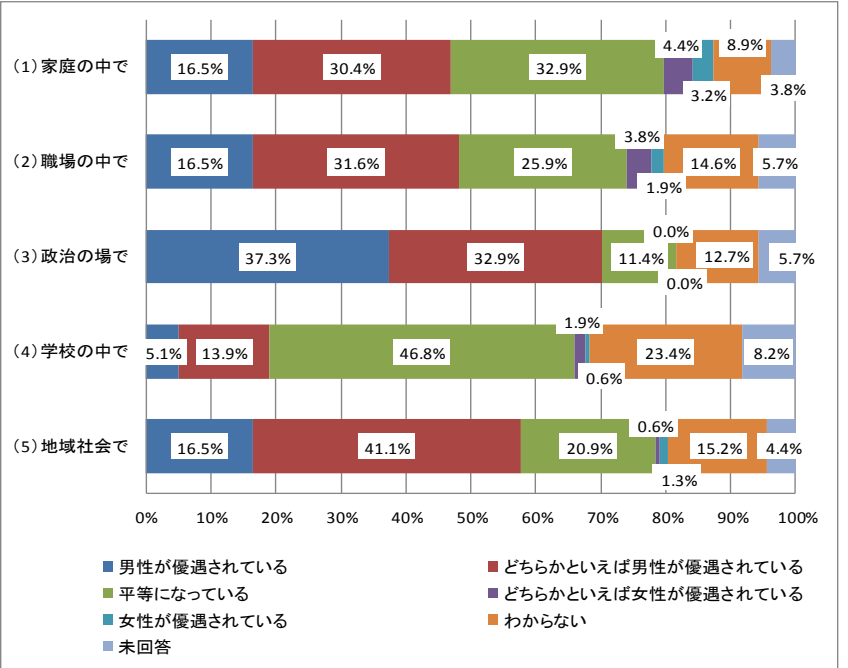
# 新旧対照表

旧	新	備考															
<p>※ 別紙 参照</p>	<p>○プランの体系○</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;"><b>基本理念</b></p> <p>(1) 個人の人権の尊重 (2) 男女の自由な選択に及ぼす影響への配慮              (3) 政策・方針決定過程への男女共同参画 (4) 家庭生活と地域、職場、学校等の活動との両立              (5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重 (6) 国際的協調</p> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">                 男女共同参画社会の形成             </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">【基本目標】</th> <th style="width: 30%;">【施策の方向】</th> <th style="width: 50%;">【基本的な施策】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     I 人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     1. さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発                      2. 家庭・地域での男女共同参画の実践                      3. 多様な価値を尊重する社会の実現                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     (1) 行政・事業者・市民・NPO などと相互の連携のもと、広報・啓発活動                      (2) 学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育                      (1) 男女共同参画に関する調査                      (2) 家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践                      (1) 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供                      (2) 多文化交流の推進                      (3) 多様な性を認める意識の醸成                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     II 意思決定過程への男女共同参画の拡大                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     1. 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進                      2. 地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進                      3. 女性の人材育成の推進                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     (1) 市の付属機関などにおける女性の参画拡大                      (2) 行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用                      (3) 市政への女性の意見や提言の反映と促進                      (1) 企業・団体などとの連携・協力要請(※)                      (2) 地域活動における女性参画の促進と啓発                      (3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進                      (1) 女性の人材育成のための広報・学習                      (2) 働く女性の職業意識と能力向上の支援(※)                      (3) 市政への関心を高める学習の促進                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     III 男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     1. 安心して働き続けることのできる職場環境づくり                      2. 仕事と家庭生活を両立するための支援                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     (1) 働く場での男女平等                      (2) 仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発(※)                      (3) 育児・介護休業法制度など利用の促進                      (1) 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援                      (2) 子育て支援の充実(※)                      (3) 介護サービスと相談体制の充実(※)                 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     IV 健康で安心して生活できる環境づくり                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     1. 男女間のあらゆる暴力の根絶                      2. 生涯にわたる健康の支援                 </td> <td style="vertical-align: top;">                     (1) 女性に対する暴力根絶についての広報・啓発                      (2) 相談体制の充実                      (1) 生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談                      (2) 妊娠・出産に関する支援                 </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※印が付いた施策は、女性活躍推進法が定める市町村推進計画と位置づけられます。</p>	【基本目標】	【施策の方向】	【基本的な施策】	I 人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革	1. さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発 2. 家庭・地域での男女共同参画の実践 3. 多様な価値を尊重する社会の実現	(1) 行政・事業者・市民・NPO などと相互の連携のもと、広報・啓発活動 (2) 学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育 (1) 男女共同参画に関する調査 (2) 家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践 (1) 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供 (2) 多文化交流の推進 (3) 多様な性を認める意識の醸成	II 意思決定過程への男女共同参画の拡大	1. 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 2. 地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進 3. 女性の人材育成の推進	(1) 市の付属機関などにおける女性の参画拡大 (2) 行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用 (3) 市政への女性の意見や提言の反映と促進 (1) 企業・団体などとの連携・協力要請(※) (2) 地域活動における女性参画の促進と啓発 (3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進 (1) 女性の人材育成のための広報・学習 (2) 働く女性の職業意識と能力向上の支援(※) (3) 市政への関心を高める学習の促進	III 男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり	1. 安心して働き続けることのできる職場環境づくり 2. 仕事と家庭生活を両立するための支援	(1) 働く場での男女平等 (2) 仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発(※) (3) 育児・介護休業法制度など利用の促進 (1) 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援 (2) 子育て支援の充実(※) (3) 介護サービスと相談体制の充実(※)	IV 健康で安心して生活できる環境づくり	1. 男女間のあらゆる暴力の根絶 2. 生涯にわたる健康の支援	(1) 女性に対する暴力根絶についての広報・啓発 (2) 相談体制の充実 (1) 生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談 (2) 妊娠・出産に関する支援	
【基本目標】	【施策の方向】	【基本的な施策】															
I 人権尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革	1. さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発 2. 家庭・地域での男女共同参画の実践 3. 多様な価値を尊重する社会の実現	(1) 行政・事業者・市民・NPO などと相互の連携のもと、広報・啓発活動 (2) 学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育 (1) 男女共同参画に関する調査 (2) 家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践 (1) 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供 (2) 多文化交流の推進 (3) 多様な性を認める意識の醸成															
II 意思決定過程への男女共同参画の拡大	1. 行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進 2. 地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進 3. 女性の人材育成の推進	(1) 市の付属機関などにおける女性の参画拡大 (2) 行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用 (3) 市政への女性の意見や提言の反映と促進 (1) 企業・団体などとの連携・協力要請(※) (2) 地域活動における女性参画の促進と啓発 (3) 防災・災害復興への男女共同参画の推進 (1) 女性の人材育成のための広報・学習 (2) 働く女性の職業意識と能力向上の支援(※) (3) 市政への関心を高める学習の促進															
III 男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり	1. 安心して働き続けることのできる職場環境づくり 2. 仕事と家庭生活を両立するための支援	(1) 働く場での男女平等 (2) 仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発(※) (3) 育児・介護休業法制度など利用の促進 (1) 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援 (2) 子育て支援の充実(※) (3) 介護サービスと相談体制の充実(※)															
IV 健康で安心して生活できる環境づくり	1. 男女間のあらゆる暴力の根絶 2. 生涯にわたる健康の支援	(1) 女性に対する暴力根絶についての広報・啓発 (2) 相談体制の充実 (1) 生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談 (2) 妊娠・出産に関する支援															

## 新旧対照表

旧	新	備考																														
<p><b>【基本目標Ⅰ】</b>  <b>人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革</b>                      すべての人が性別による差別を受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>わたしたちが生まれながらにして保有する基本的人権は、誰もが平等に保障されるべきであり、いかなる理由によっても侵害することは許されません。</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが、依然として※固定的な役割分担意識が根強く残っている問題について気づくことが重要であり、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれずに多様な生き方が選択できるよう男女平等の意識づくりを進める必要があります。</p> <p>伊達市の市民アンケート（2009年11月調査）では、「男女平等について」の質問に対し、「男性は優遇されている」「どちらかといえば男性は優遇されている」と回答した人が、政治(61%)、地域社会(54%)、家庭(53%)、職場(52%)と過半数を超えました。一方、「男女とも平等になっている」と回答した人は、家庭(30%)、職場(20%)、地域社会(17%)、政治(14%)でした。</p> <p>「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」の考え方は、「そうは思わない」、「どちらかといえばそうは思わない」が全体で65%でした。「そう思う」、「どちらかといえばそうは思う」が33%でした。</p> <p><b>【男性は外で働き、女性は家庭を守るべき】</b></p>  <table border="1" data-bbox="107 1023 963 1417"> <caption>【男性は外で働き、女性は家庭を守るべき】の意識調査結果</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>そう思う</th> <th>どちらかといえば思う</th> <th>どちらかといえそうは思わない</th> <th>そう思わない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 18～29歳</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(2) 30～39歳</td> <td>5%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(3) 40～49歳</td> <td>5%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 50～59歳</td> <td>10%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>(5) 60～69歳</td> <td>15%</td> <td>20%</td> <td>25%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	そう思う	どちらかといえば思う	どちらかといえそうは思わない	そう思わない	(1) 18～29歳	10%	15%	25%	50%	(2) 30～39歳	5%	20%	25%	50%	(3) 40～49歳	5%	20%	25%	50%	(4) 50～59歳	10%	15%	25%	50%	(5) 60～69歳	15%	20%	25%	40%	<p><b>【基本目標Ⅰ】</b>  <b>人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革</b>                      すべての人が性別による差別を受けることなく、互いの性と人権を尊重しあう社会づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>本市では平成23年2月、伊達市男女共同参画プラン（第1次）を策定し、男女が共にその個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、取組を行ってきました。しかしながら、男女共同参画の理念は、徐々に浸透してきているものの、「男は仕事、女は家庭」という、いわゆる固定的な性別役割分担意識は、未だあらゆる分野に根強く残っています。このような状況を踏まえ、男女共同参画の更なる推進を決意し、平成28年3月17日「伊達市男女共同参画推進条例」を制定し、施行しました。</p> <p>平成27年度に実施した市民アンケート（平成27年7月実施）の結果では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方について、「そうは思わない」と回答した人と「どちらかといえばそうは思わない」と回答した人の合計は77.9%で、前回調査（平成21年11月実施）の64.6%から13.3%も増加しました。反面、「各分野における男女平等について」の質問に対して「男女とも平等になっている」と回答した人は、「家庭の中」が（32.9%）、「職場の中」が（25.9%）、「地域社会」が（20.9%）、「政治の場」が（11.4%）に留まっており、逆に「男性の方が優遇されている」と回答した人と「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の合計は、「政治の場」で（70.2%）、「地域社会」で（57.6%）、「家庭の中」で（46.9%）、「職場の中」で（48.1%）となっており、依然として多くの人が男性優位の社会であると感じていることがわかります。</p> <p>性別による固定的な役割分担意識や<b>偏見・不平等</b>は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしく生きることを妨げる原因となります。<b>生まれ持った性別や性自認、性的指向など</b>にかかわらず、その個性と能力により多様な生き方を選択できるようにするためには、家庭、学校、地域、職場、その他あらゆる分野において男女共同参画に関する教育・学習を進めるとともに、市民に対する広報・啓発活動をより一層推進していく必要があります。</p> <p>さらに、男女共同参画社会の実現が国際的な共通課題となっている今日において、日本が世界的に見て非常に遅れているという事実を鑑みると、国際的な視点に立って取り組みを進めるということも必要であるということが出来ます。</p>	<p><b>追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定について言及</li> <li>・H27市民アンケート結果を使用</li> <li>・性別による固定的な役割分担意識や偏見・不平等は、個人の可能性や生き方の選択を制限し、自分らしく生きることを妨げる原因となることを明記。</li> </ul>
年齢層	そう思う	どちらかといえば思う	どちらかといえそうは思わない	そう思わない																												
(1) 18～29歳	10%	15%	25%	50%																												
(2) 30～39歳	5%	20%	25%	50%																												
(3) 40～49歳	5%	20%	25%	50%																												
(4) 50～59歳	10%	15%	25%	50%																												
(5) 60～69歳	15%	20%	25%	40%																												

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p>生活実態においては、主として妻が、家事(69%)・育児(52%)・高齢者の世話(36%)。夫婦同程度が、家事(7%)・育児(16%)・高齢者の世話(26%)になっており、女性が家庭責任の多くを担っている現状です。</p> <p>アンケートの結果からも、いまだに固定的な性別役割分担意識が強く残っていることが明らかです。そのことが、女性の就業継続や経済的自立を困難にし、男性優位の意識や女性に対する暴力を生み出す土壌になっているとも言われています。</p> <p>男女共同参画社会とは、性別にとらわれることなく、社会のあらゆる分野で男女が個性と能力を十分に発揮できる社会です。男女共同参画社会の実現のために、一人ひとりが性差別や固定的な性別役割分担意識の問題に気づき、これを是正することが重要であり、男女が互いの人権を尊重し、男女平等の意識づくりを進める必要があります。また、伊達市において国際結婚や就労等で外国籍の住民が増える中、国際感覚を深め多文化共生を目指す必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※固定的な役割分担意識＝「男は仕事・女は家庭」などのように、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的にわけ考えること。（男女を問わず個人の能力が発揮できるように固定的な役割分担意識を改革しようとしています）</p> </div>	<p>「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」の回答（H21 と H27 の結果比較）</p>  <p>「各分野における男女平等について」の回答（H27 の結果）</p> 	

## 新旧対照表

旧	新			備考															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="1019 311 1910 343">【成果指標】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1019 343 1404 384">項目</th> <th data-bbox="1404 343 1776 384">現況値</th> <th data-bbox="1776 343 1910 384">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1019 384 1404 459">「家庭の中」が男女平等に いると感じる人の割合</td> <td data-bbox="1404 384 1776 459">32.9% (平成 27 年度市民アンケート)</td> <td data-bbox="1776 384 1910 459">50%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1019 459 1404 534">「職場の中」が男女平等に いると感じる人の割合</td> <td data-bbox="1404 459 1776 534">25.9% (平成 27 年度市民アンケート)</td> <td data-bbox="1776 459 1910 534">50%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1019 534 1404 609">「地域社会」が男女平等に いると感じる人の割合</td> <td data-bbox="1404 534 1776 609">20.9% (平成 27 年度市民アンケート)</td> <td data-bbox="1776 534 1910 609">50%以上</td> </tr> </tbody> </table>			【成果指標】			項目	現況値	目標値	「家庭の中」が男女平等に いると感じる人の割合	32.9% (平成 27 年度市民アンケート)	50%以上	「職場の中」が男女平等に いると感じる人の割合	25.9% (平成 27 年度市民アンケート)	50%以上	「地域社会」が男女平等に いると感じる人の割合	20.9% (平成 27 年度市民アンケート)	50%以上	<p data-bbox="1933 304 2011 336"><b>新 設</b></p> <p data-bbox="1933 357 2168 624">★「基本目標Ⅰ：人権の尊重及び男女共同参画社会に向けての意識改革」における取組の成果を図る指標として新設。</p>
【成果指標】																			
項目	現況値	目標値																	
「家庭の中」が男女平等に いると感じる人の割合	32.9% (平成 27 年度市民アンケート)	50%以上																	
「職場の中」が男女平等に いると感じる人の割合	25.9% (平成 27 年度市民アンケート)	50%以上																	
「地域社会」が男女平等に いると感じる人の割合	20.9% (平成 27 年度市民アンケート)	50%以上																	

## 新旧対照表

旧	新	備考																								
<p>「施策の方向（１）」 さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発 男女共同参画社会の実現のため、市民一人ひとりが依然として根強く残る固定的な役割分担意識の問題点に気づき、お互いの人権を尊重し、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できるよう男女平等の意識の普及と啓発を図ります。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①行政・事業者・市民・NPO などと相互の連携のもと、広報・啓発活動 行政・事業者・市民・NPO などと連携のもと、さまざまな機会を利用して、男女平等の意識の普及と啓発を図ります。</p> <p>②学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育 将来を担う子どもたちが成長する過程で、固定的な性別役割分担意識が形成されることがないように、学校教育や生涯学習などあらゆる場面で、男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。</p> <table border="1" data-bbox="71 879 972 1378"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 講演会・講座の開催</td> <td>・ 男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td>② 職員研修の実施</td> <td>・ 男女共同参画について市職員研修を実施します。</td> <td>総務企画部 市民生活部</td> </tr> <tr> <td>③ 刊行物等の情報発信</td> <td>・ 男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・ 市の広報紙や HP により情報を提供します。 ・ 市の刊行物等において、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。</td> <td>市民生活部 総務企画部 総務企画部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 講演会・講座の開催	・ 男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。	市民生活部	② 職員研修の実施	・ 男女共同参画について市職員研修を実施します。	総務企画部 市民生活部	③ 刊行物等の情報発信	・ 男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・ 市の広報紙や HP により情報を提供します。 ・ 市の刊行物等において、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。	市民生活部 総務企画部 総務企画部	<p>「施策の方向１」 さまざまな機会における男女平等意識の普及と啓発 男女共同参画の実現を妨げる大きな障がいの一つとなっているのが、人々の意識の中に根強く残る固定的な性別役割分担意識です。「女性はこうあるべき、男性はこうあるべき」という決め付けは、個人の自由な選択や活動を制約するとともに、次代を担う子どもたちの生き方にも大きな影響を与えることになります。</p> <p>男女共同参画社会を実現し老若男女が自分らしく活き活きと生きられるよう、さまざまな機会を利用して男女平等の意識の普及と啓発を図ります。</p> <p>基本的な施策（１） 行政・事業者・市民・NPO などと相互の連携のもと、広報・啓発活動 行政・事業者・市民・NPO などと連携のもと、さまざまな機会を利用して、男女平等の意識の普及と啓発を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1039 831 1890 1321"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 講演会・講座の開催</td> <td>・ 男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td>② 職員研修の実施</td> <td>・ 男女共同参画について市職員研修を実施します。</td> <td>総務部 市民生活部</td> </tr> <tr> <td>③ 刊行物などの情報発信</td> <td>・ 男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・ 市の広報紙や HP により情報を提供します。 ・ 市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。</td> <td>市民生活部 総務部 総務部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 講演会・講座の開催	・ 男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。	市民生活部	② 職員研修の実施	・ 男女共同参画について市職員研修を実施します。	総務部 市民生活部	③ 刊行物などの情報発信	・ 男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・ 市の広報紙や HP により情報を提供します。 ・ 市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。	市民生活部 総務部 総務部	<p><b>追加</b></p> <p>・ 次世代を担う子どもたちが個人の自由な選択の下、多様な生き方を選択できるためにも、男女平等意識の普及と啓発が重要ということを強調。</p> <p><b>変更</b></p> <p>・ 部署名の変更。 総務企画部→総務部</p>
具体的な事業	事業の内容	担当部																								
① 講演会・講座の開催	・ 男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。	市民生活部																								
② 職員研修の実施	・ 男女共同参画について市職員研修を実施します。	総務企画部 市民生活部																								
③ 刊行物等の情報発信	・ 男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・ 市の広報紙や HP により情報を提供します。 ・ 市の刊行物等において、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。	市民生活部 総務企画部 総務企画部																								
具体的な事業	内容	担当																								
① 講演会・講座の開催	・ 男女共同参画や性別役割分担意識の解消などのテーマに基づき講演会や講座を開催します。	市民生活部																								
② 職員研修の実施	・ 男女共同参画について市職員研修を実施します。	総務部 市民生活部																								
③ 刊行物などの情報発信	・ 男女共同参画の理解を高めるための情報紙を発行します。 ・ 市の広報紙や HP により情報を提供します。 ・ 市の刊行物などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現やイラストの適正化を図ります。	市民生活部 総務部 総務部																								

## 新旧対照表

旧			新			備考												
<p>④ 幼稚園、小中学校における社会的性別（ジェンダー）にとられない男女平等教育の推進</p>	<p>・ 学校教育全体を通して、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとられない指導の充実を図ります。</p>	<p>教育委員会 (小・中学校) こども部 (幼稚園)</p>	<p><b>基本的な施策（２）</b>  <b>学校教育や生涯学習、家庭生活における男女平等の教育</b>                      将来を担う子どもたちが成長する過程で、固定的な性別役割分担意識が形成されることがないように、学校教育や生涯学習などあらゆる場面で、男女共同参画の意識を育てる教育を推進します。</p>			<p><b>新設</b>                      ★小中学校を対象に関係機関と連携した研修会や出前講座等を実施する事業を新設。</p>												
<p>⑤ 指導者の研修実施</p>	<p>・ 小・中学校、保育園、幼稚園関係職員の男女共同参画に関する研修を実施します。</p>	<p>教育委員会 こども部</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 504 1081 903"> <p>① 幼稚園、小・中学校における社会的性差（ジェンダー）にとられない男女平等教育の推進</p> </td> <td data-bbox="1093 504 1738 903"> <p>・ 学校教育全体を通して、園児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとられない指導の充実を図ります。                      ・ 小中学生の男女平等意識の醸成・高揚を図り、性別にとられない自分らしい生き方ができるよう、関係機関と連携した研修会や出前講座等を実施していきます。</p> </td> <td data-bbox="1749 504 1899 903"> <p>教育部 こども部  教育部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 911 1081 1015"> <p>② 指導者の研修実施</p> </td> <td data-bbox="1093 911 1738 1015"> <p>・ 小中学校、保育園、幼稚園関係職員の男女共同参画に関する研修を実施します。</p> </td> <td data-bbox="1749 911 1899 1015"> <p>教育部 こども部</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 1023 1081 1206"> <p>③ 社会教育などにおける講座開催の支援</p> </td> <td data-bbox="1093 1023 1738 1206"> <p>・ 男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。                      ・ 各種団体、企業などが開催する研修会などに出向き、男女共同参画の浸透を図ります。</p> </td> <td data-bbox="1749 1023 1899 1206"> <p>教育部 市民生活部 市民生活部</p> </td> </tr> </tbody> </table>				具体的な事業	内容	担当	<p>① 幼稚園、小・中学校における社会的性差（ジェンダー）にとられない男女平等教育の推進</p>	<p>・ 学校教育全体を通して、園児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとられない指導の充実を図ります。                      ・ 小中学生の男女平等意識の醸成・高揚を図り、性別にとられない自分らしい生き方ができるよう、関係機関と連携した研修会や出前講座等を実施していきます。</p>	<p>教育部 こども部  教育部</p>	<p>② 指導者の研修実施</p>	<p>・ 小中学校、保育園、幼稚園関係職員の男女共同参画に関する研修を実施します。</p>	<p>教育部 こども部</p>	<p>③ 社会教育などにおける講座開催の支援</p>	<p>・ 男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。                      ・ 各種団体、企業などが開催する研修会などに出向き、男女共同参画の浸透を図ります。</p>	<p>教育部 市民生活部 市民生活部</p>
具体的な事業	内容	担当																
<p>① 幼稚園、小・中学校における社会的性差（ジェンダー）にとられない男女平等教育の推進</p>	<p>・ 学校教育全体を通して、園児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解、協力の重要性や家庭生活の大切さなど、ジェンダーにとられない指導の充実を図ります。                      ・ 小中学生の男女平等意識の醸成・高揚を図り、性別にとられない自分らしい生き方ができるよう、関係機関と連携した研修会や出前講座等を実施していきます。</p>	<p>教育部 こども部  教育部</p>																
<p>② 指導者の研修実施</p>	<p>・ 小中学校、保育園、幼稚園関係職員の男女共同参画に関する研修を実施します。</p>	<p>教育部 こども部</p>																
<p>③ 社会教育などにおける講座開催の支援</p>	<p>・ 男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。                      ・ 各種団体、企業などが開催する研修会などに出向き、男女共同参画の浸透を図ります。</p>	<p>教育部 市民生活部 市民生活部</p>																
<p>⑥ 社会教育などにおける講座開催の支援</p>	<p>・ 公民館が開催する講座などに男女共同参画の視点を取り入れた講座を開催します。                      ・ 各種団体、企業などが開催する研修会などに出向き、男女共同参画の浸透を図ります。</p>	<p>教育委員会 市民生活部  市民生活部</p>																



## 新旧対照表

旧	新	備考																					
<p>「施策の方向（２）」 家庭・地域での男女共同参画の実践 家庭・地域での男女共同参画を推進し、社会全体における男女共同参画の実践拡大を目指します。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①男女共同参画に関する調査 家庭や地域において、男女共同参画の状況を把握するための調査を実施します。</p> <p>②家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践 家庭や地域において、男女がともに育児や地域活動に参画することを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="69 774 994 1163"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集</td> <td>・ 家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td>② 広報、啓発の推進</td> <td>・ 広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。</td> <td>総務企画部 市民生活部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 情報の収集	・ 家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。	市民生活部	② 広報、啓発の推進	・ 広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。	総務企画部 市民生活部	<p>「施策の方向２」 <b>家庭・地域での男女共同参画の実践</b> 社会全体において男女共同参画の実践を拡大していくためには、日々の生活の拠点となる家庭・地域での男女共同参画を推進していく必要があります。そのために、今現在の状況を把握するとともに、広報、啓発を図ります。</p> <p>基本的施策（１） <b>男女共同参画に関する調査</b> 性別役割分担や性差別についての状況を把握するための調査等を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="1034 635 1901 790"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 情報の収集</td> <td>・ 家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。</td> <td>市民生活部</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本的施策（２） <b>家庭・地域における慣行の見直しと男女共同参画の実践</b> 家庭や地域において、男女がともに育児や地域活動に参画することを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="1034 1018 1901 1289"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 広報、啓発の推進</td> <td>・ 広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。</td> <td>総務部 市民生活部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 情報の収集	・ 家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。	市民生活部	具体的な事業	内容	担当	① 広報、啓発の推進	・ 広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。	総務部 市民生活部	<p><b>追加</b></p> <p>・ 社会全体において男女共同参画の実践を拡大していくためには、日々の生活の拠点となる家庭・地域での男女共同参画を推進していくことが必要であることを強調。</p> <p><b>変更</b></p> <p>・ 部署名の変更。 総務企画部→総務部</p>
具体的な事業	事業の内容	担当部																					
① 情報の収集	・ 家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。	市民生活部																					
② 広報、啓発の推進	・ 広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。	総務企画部 市民生活部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 情報の収集	・ 家庭や地域において、男女がおかれている状況を把握するための調査を実施します。	市民生活部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 広報、啓発の推進	・ 広報紙などにより、家庭における男女の役割分担を見直しし、ともに家庭生活を担うことの啓発を図ります。地域における慣習の見直しなどについて啓発を図ります。また、具体的な事例についても紹介します。	総務部 市民生活部																					

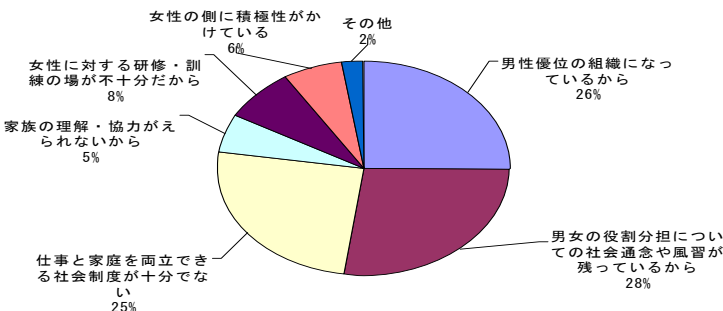
## 新旧対照表

旧	新	備考																					
<p>「施策の方向（3）」 多文化共生を目指す活動の推進 国際社会における女性問題への取り組みを理解し、外国人との交流の場をつくるなど、海外派遣を通して国際感覚の育成と交流を図ります。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①女性の地位向上のための国際的情報収集と提供 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどの収集・提供をします。</p> <p>②多文化交流の推進 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して外国人との交流を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="78 715 974 1029"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 国際的な情報収集と広報</td> <td>・ 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。</td> <td>市民生活部 教育委員会</td> </tr> <tr> <td>② 外国人との交流支援</td> <td>・ 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・ 市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。</td> <td>市民生活部 教育委員会</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 国際的な情報収集と広報	・ 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。	市民生活部 教育委員会	② 外国人との交流支援	・ 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・ 市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。	市民生活部 教育委員会	<p>「施策の方向3」 <b>多様な価値を尊重する社会の実現</b> 伊達市には 18 か国から 400 人を超える外国人が在住しています。様々な国籍の方と身近に接することが、地域で生活していく中でも日常となってきました。 また、近年、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（生物学的な性別と自分が認識している性に違和感を感じる者））などの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々についての社会的認識が進みつつあります。 全ての市民がその背景にかかわらず等しく尊重され、受容される社会が実現されるよう、多様な文化や価値観に対する理解の深化を促進していきます。</p> <p>基本的な施策（1） 女性の地位向上のための国際的情報収集と提供 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどの収集・提供をします。</p> <table border="1" data-bbox="1041 853 1899 970"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 国際的な情報収集と広報</td> <td>・ 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。</td> <td>市民生活部 教育部</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本的な施策（2） 多文化交流の推進 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して外国人との交流を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1041 1157 1899 1380"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 外国人との交流支援</td> <td>・ 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・ 市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。</td> <td>市民生活部 教育部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 国際的な情報収集と広報	・ 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。	市民生活部 教育部	具体的な事業	内容	担当	① 外国人との交流支援	・ 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・ 市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。	市民生活部 教育部	<p><b>新設</b></p> <p>★現行「多文化共生を目指す活動の推進」→改定案「多様な価値を尊重する社会の実現」として新設。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊達市の国際化の状況を説明。</li> <li>・ 性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々について明記。</li> <li>・ 全ての市民がその背景にかかわらず等しく尊重され、受容される社会を実現するためには、多様な文化や価値観に対する理解を深めることが重要であることを説明。</li> </ul>
具体的な事業	事業の内容	担当部																					
① 国際的な情報収集と広報	・ 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。	市民生活部 教育委員会																					
② 外国人との交流支援	・ 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・ 市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。	市民生活部 教育委員会																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 国際的な情報収集と広報	・ 男女共同参画に関する国際的な情報やデータなどを収集し広報します。	市民生活部 教育部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 外国人との交流支援	・ 外国人との交流の場をつくり、海外派遣を通して諸外国との交流を図ります。 ・ 市内に住み、働く外国人との交流・情報提供、相談体制を整備します。	市民生活部 教育部																					

## 新旧対照表

旧	新	備考												
	<p><b>基本的な施策（3）</b>  <b>多様な性を認める意識の醸成</b>                      性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進めます。</p> <table border="1" data-bbox="1037 416 1901 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1037 416 1084 453"></th> <th data-bbox="1084 416 1330 453">具体的な事業</th> <th data-bbox="1330 416 1742 453">内容</th> <th data-bbox="1742 416 1901 453">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1037 453 1084 647">①</td> <td data-bbox="1084 453 1330 647">性自認や性的指向などに対する理解の促進</td> <td data-bbox="1330 453 1742 647">・性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、理解の促進や啓発を行います。</td> <td data-bbox="1742 453 1901 647">健康福祉部 教育部 こども部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1037 647 1084 762">②</td> <td data-bbox="1084 647 1330 762">性自認や性的指向などへ配慮した保育・教育の実施</td> <td data-bbox="1330 647 1742 762">・性自認や性的指向などを理由として差別や排除がされないよう配慮して保育や教育を実施します。</td> <td data-bbox="1742 647 1901 762">教育部 こども部</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	内容	担当	①	性自認や性的指向などに対する理解の促進	・性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、理解の促進や啓発を行います。	健康福祉部 教育部 こども部	②	性自認や性的指向などへ配慮した保育・教育の実施	・性自認や性的指向などを理由として差別や排除がされないよう配慮して保育や教育を実施します。	教育部 こども部	<p><b>新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本的施策：多様な性を認める意識の醸成」を新設。</li> <li>・性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進めるため、新設。</li> <li>★「性自認や性的指向など～」の表現は県と統一。</li> <li>・具体的な事業として                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①性自認や性的指向などに対する理解の促進</li> <li>②性自認や性的指向などへ配慮した保育・教育の実施</li> </ul> </li> </ul>
	具体的な事業	内容	担当											
①	性自認や性的指向などに対する理解の促進	・性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、理解の促進や啓発を行います。	健康福祉部 教育部 こども部											
②	性自認や性的指向などへ配慮した保育・教育の実施	・性自認や性的指向などを理由として差別や排除がされないよう配慮して保育や教育を実施します。	教育部 こども部											

## 新旧対照表

旧	新	備考																
<p><b>【基本目標Ⅱ】</b>  <b>意思決定過程への男女共同参画の拡大</b>                      性別に関わりなくすべての人が社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>固定的な性別役割分担意識や慣行などが、男女の社会的役割に結びつき、さまざまな意思決定の場に女性の参画を遅らせている要因となっています。人々の意思を反映させ、いきいきと人間らしく暮らせる社会を形成するため、一人ひとりの生活に大きな影響を与える市政や意思決定において、多様な考え方を生かしていくことが必要です。そのためには、政策や方針決定過程の場に男女が共に参画し、生活者の視点を生かし、平等で安心して生活ができる施策を実現することが重要です。あらゆる分野への女性の参画、責任ある地位への登用を推進することは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。男性とともにさまざまな分野に参画し、責任を果たせる女性人材の育成を積極的に進めていくことが必要です。</p> <p>市民アンケートでは「職場において企画や方針決定の場に女性が少ない理由は何か？」の質問に対し、「男性優位の組織」(26%)、「男女の役割分担についての社会通念や風習が残っている」(28%)、「仕事と家庭を両立できる社会体制が不十分」(25%)という回答でした。また、「家族の理解が得られない」(5%)、「女性の積極性の欠如」(6%)という回答もありました。</p> <p>【職場において企画や方針決定の場に女性が少ない理由は何か】</p>  <table border="1"> <caption>職場において企画や方針決定の場に女性が少ない理由</caption> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性優位の組織になっているから</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>男女の役割分担についての社会通念や風習が残っているから</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でない</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>女性に対する研修・訓練の場が不十分だから</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>女性の側に積極性がかけている</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>家族の理解・協力がえられないから</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	理由	割合	男性優位の組織になっているから	26%	男女の役割分担についての社会通念や風習が残っているから	28%	仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でない	25%	女性に対する研修・訓練の場が不十分だから	8%	女性の側に積極性がかけている	6%	家族の理解・協力がえられないから	5%	その他	2%	<p><b>【基本目標Ⅱ】</b>  <b>意思決定過程への男女共同参画の拡大</b>                      性別に関わりなくすべての人が社会のあらゆる領域における政策・方針決定の場に共同参画できる社会づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>全ての人が喜びも責任も分かち合う社会を実現するためには、男女が共に対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画できることが基本となります。国においては、指導的地位に占める女性の割合が、30%になるよう目標を掲げています。女性の力をもっと引き出し、活躍の場を提供することが、活力ある社会を維持するための重要な課題となっています。しかしながら、女性の社会進出は進んでいるものの、政策・方針決定の場への参画はまだ十分とは言えません。</p> <p>本市の政治や行政の場では、市議会議員の女性の割合が4.2%(H29.4.1 現在)、市の課長級以上の管理職の女性の割合が15.7%(H29.4.1 現在)、市の審議会等の女性委員の割合が17.6%(H28.4.1 現在)と、女性の割合がまだまだ少ない現状です。</p> <p>平成27年度市民アンケートの結果を見ると、職場における状況について、「男女とも平等になっている」と回答した人は25.9%に留まっており、就業の場においても、女性の職域拡大や企画立案の場への参画促進、管理職への登用などを推進することが必要であることがわかります。</p> <p>また、地域活動の状況を見ると、女性の自治会長や町内会長の割合が2.9%(H28.4.1 現在)と非常に少ないことからわかるように、地域の活動において女性が方針決定などリーダーシップを発揮しているケースは稀ということが出来ます。</p> <p>さらに、東日本大震災の教訓を踏まえると、防災分野における活動についても男女双方の参画の下で進められなければなりません。</p> <p>これらのことから、あらゆる分野において積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)を推進していくことが重要であるということがわかります。本市のこれからのまちづくりには、今まで埋もれていた女性の力をいかに引き出していくかが大きな課題であるということが出来ます。</p>	<p><b>追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての人が喜びも責任も分かち合う社会を実現するためには、男女が共に対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画できなければならないことを明記。</li> <li>• 現状として、伊達市の政治や行政の場における女性の参画状況や伊達市内の地域活動における女性の参画状況を、数値を用いて説明。</li> <li>• 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災分野における活動についても男女双方の参画の下で進めていくべきことを明記。</li> <li>• あらゆる分野において積極的格差是正</li> </ul>
理由	割合																	
男性優位の組織になっているから	26%																	
男女の役割分担についての社会通念や風習が残っているから	28%																	
仕事と家庭を両立できる社会制度が十分でない	25%																	
女性に対する研修・訓練の場が不十分だから	8%																	
女性の側に積極性がかけている	6%																	
家族の理解・協力がえられないから	5%																	
その他	2%																	

## 新旧対照表

旧	新	備考																												
<p>伊達市においての女性の管理職登用の割合は、4.9% 2010 年(平成 22 年) 4 月 1 日現在であり、女性の管理職登用の割合がまだまだ低い状況にあります。</p> <p>国は、2020 年(平成 32 年)まで指導的地位に占める女性の割合を、少なくとも 30%程度になるように目標を掲げています。公的部門をはじめ、組織や団体においても意思決定過程への女性の参画推進が必要です。</p>	<p>伊達市の政治や行政の場における女性の割合（平成 29 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1025 328 1895 513"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>うち女性数</th> <th>女性の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊達市議会議員</td> <td>24 人</td> <td>1 人</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>伊達市の課長級以上の管理職</td> <td>70 人</td> <td>11 人</td> <td>15.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性の割合 （平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1025 699 1456 845"> <thead> <tr> <th>審議会等総数</th> <th>うち女性委員のいる審議会等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1025 880 1677 983"> <thead> <tr> <th>委員総数</th> <th>うち女性委員数</th> <th>女性の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>408 人</td> <td>72 人</td> <td>17.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>自治会長や町内会長における女性の割合（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1025 1129 1677 1232"> <thead> <tr> <th>総数</th> <th>うち女性数</th> <th>女性の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>337 人</td> <td>10 人</td> <td>2.9%</td> </tr> </tbody> </table>		総数	うち女性数	女性の割合	伊達市議会議員	24 人	1 人	4.2%	伊達市の課長級以上の管理職	70 人	11 人	15.7%	審議会等総数	うち女性委員のいる審議会等数	22	18	委員総数	うち女性委員数	女性の割合	408 人	72 人	17.6%	総数	うち女性数	女性の割合	337 人	10 人	2.9%	<p>措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことが重要であるということ強調。</p>
	総数	うち女性数	女性の割合																											
伊達市議会議員	24 人	1 人	4.2%																											
伊達市の課長級以上の管理職	70 人	11 人	15.7%																											
審議会等総数	うち女性委員のいる審議会等数																													
22	18																													
委員総数	うち女性委員数	女性の割合																												
408 人	72 人	17.6%																												
総数	うち女性数	女性の割合																												
337 人	10 人	2.9%																												

## 新旧対照表

旧	新	備考												
	<p data-bbox="1032 304 1167 331">【成果指標】</p> <table border="1" data-bbox="1021 339 1899 635"> <thead> <tr> <th data-bbox="1021 339 1400 375">項目</th> <th data-bbox="1400 339 1740 375">現況値</th> <th data-bbox="1740 339 1899 375">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1021 375 1400 488">市の課長級以上の管理職の女性の割合</td> <td data-bbox="1400 375 1740 488">15.7% (平成 29 年 4 月 1 日現在)</td> <td data-bbox="1740 375 1899 488">20%以上 (平成 32 年 度までに)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 488 1400 560">市の審議会等の女性の登用割合</td> <td data-bbox="1400 488 1740 560">●% (平成 29 年 4 月 1 日現在)</td> <td data-bbox="1740 488 1899 560">30%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1021 560 1400 635">女性の自治会長や町内会長の割合</td> <td data-bbox="1400 560 1740 635">●% (平成 29 年 4 月 1 日現在)</td> <td data-bbox="1740 560 1899 635">10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現況値	目標値	市の課長級以上の管理職の女性の割合	15.7% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	20%以上 (平成 32 年 度までに)	市の審議会等の女性の登用割合	●% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	30%以上	女性の自治会長や町内会長の割合	●% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	10%以上	<p data-bbox="1935 304 2016 331">新 設</p> <p data-bbox="1935 357 2168 624">★「基本目標Ⅱ：意思決定過程への男女共同参画の拡大」における取組の成果を図る指標として新設。</p>
項目	現況値	目標値												
市の課長級以上の管理職の女性の割合	15.7% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	20%以上 (平成 32 年 度までに)												
市の審議会等の女性の登用割合	●% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	30%以上												
女性の自治会長や町内会長の割合	●% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	10%以上												

## 新旧対照表

旧	新	備考														
<p>「施策の方向(1)」 政策・方針決定過程への女性の参画拡大と女性の意見の反映</p> <p>女性の意見を政策の方針決定に反映し、責任を担うことのできる女性人材を育成し、あらゆる分野への男女共同参画の拡大を目指します。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①市の付属機関などにおける女性の参画拡大 付属機関など（審議会、委員会等）における女性委員登用割合の目標値を当面 30%以上とし、女性の参画を推進します。</p> <p>②行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用 市は自ら率先して、女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、各種研修機会の充実を図り、人材の計画的育成に努めます。</p> <p>③市政への女性の意見や提言の反映と促進 市の政策や方針の意思決定段階において、女性の意見や提言を反映することを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="91 965 978 1212"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性委員の登用促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。</li> <li>幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。</li> </ul> </td> <td>全庁  全庁</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 女性委員の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。</li> <li>幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。</li> </ul>	全庁  全庁	<p>「施策の方向1」</p> <p><b>行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進</b></p> <p>男女共同参画社会の形成には、男性と女性が社会の対等な構成員として政策や方針決定の場に参画し、個性と能力を十分に発揮して、共に責任を担っていくことが重要です。その実現のためには、行政が率先して取り組みを進めることが大切です。</p> <p>具体的には、市の付属機関などにおける女性委員の登用率向上を目指すとともに、女性職員の育成・発掘、積極的な管理職登用を図っていきます。</p> <p>基本的な施策（1）</p> <p>市の付属機関などにおける女性の参画拡大</p> <p>付属機関など（審議会、委員会など）における女性委員登用割合の目標値を当面 30%以上とし、女性の参画を推進します。</p> <table border="1" data-bbox="1039 782 1895 1045"> <thead> <tr> <th></th> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>女性委員の登用促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。</li> <li>幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。</li> </ul> </td> <td>全庁  全庁</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	内容	担当	①	女性委員の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。</li> <li>幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。</li> </ul>	全庁  全庁	<p><b>変更</b></p> <p>・現行「政策・方針決定過程への女性の参画拡大と女性の意見の反映」→改定案「行政における政策・方針決定過程への女性の参画促進」に変更。</p> <p>・政策や方針決定の場への女性参画を拡大していくためには、行政が率先して取り組みを進めていくべきことを説明。</p>
具体的な事業	事業の内容	担当部														
① 女性委員の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。</li> <li>幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。</li> </ul>	全庁  全庁														
	具体的な事業	内容	担当													
①	女性委員の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課において、審議会、委員会などの委員を選考する際には、積極的に女性の登用を進めます。</li> <li>幅広い分野から女性参画を進めるため推薦団体との調整や公募などにより女性参画を進めます。</li> </ul>	全庁  全庁													

## 新旧対照表

旧	新	備考																																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="85 300 322 400">② 市女性職員の能力開発・登用推進</td> <td data-bbox="322 300 786 467"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。</li> <li>女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。</li> </ul> </td> <td data-bbox="786 300 958 400">総務企画部</td> <td data-bbox="786 400 958 467">総務企画部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="85 467 322 603">③ 市女性職員の採用と能力活用</td> <td data-bbox="322 467 786 603"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。</li> </ul> </td> <td data-bbox="786 467 958 603">総務企画部</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="85 603 322 703">④ 市政への女性の意見の反映</td> <td data-bbox="322 603 786 703"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。</li> </ul> </td> <td data-bbox="786 603 958 703">総務企画部</td> <td></td> </tr> </table>	② 市女性職員の能力開発・登用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。</li> <li>女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。</li> </ul>	総務企画部	総務企画部	③ 市女性職員の採用と能力活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。</li> </ul>	総務企画部		④ 市政への女性の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。</li> </ul>	総務企画部		<p><b>基本的な施策（２）</b>  <b>行政の女性職員の採用と登用、人材育成と活用</b>          市は自ら率先して、女性職員が能力を発揮しキャリアアップできるよう、各種研修機会の充実を図り、人材の計画的育成に努めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 416 1081 451"></th> <th data-bbox="1081 416 1317 451">具体的な事業</th> <th data-bbox="1317 416 1744 451">内容</th> <th data-bbox="1744 416 1901 451">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 451 1081 608">①</td> <td data-bbox="1081 451 1317 608">市女性職員の採用と能力活用</td> <td data-bbox="1317 451 1744 608"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1744 451 1901 608">総務部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 608 1081 799">②</td> <td data-bbox="1081 608 1317 799">市女性職員の能力開発・登用推進</td> <td data-bbox="1317 608 1744 799"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。</li> <li>女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1744 608 1901 799">総務部 総務部</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>基本的な施策（３）</b>  <b>市政への女性の意見や提言の反映と促進</b>          市の政策や方針の意思決定段階において、女性の意見や提言を反映することを推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1032 1031 1081 1066"></th> <th data-bbox="1081 1031 1317 1066">具体的な事業</th> <th data-bbox="1317 1031 1744 1066">内容</th> <th data-bbox="1744 1031 1901 1066">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1032 1066 1081 1182">①</td> <td data-bbox="1081 1066 1317 1182">市政への女性の意見の反映</td> <td data-bbox="1317 1066 1744 1182"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1744 1066 1901 1182">総務部</td> </tr> </tbody> </table>		具体的な事業	内容	担当	①	市女性職員の採用と能力活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。</li> </ul>	総務部	②	市女性職員の能力開発・登用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。</li> <li>女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。</li> </ul>	総務部 総務部		具体的な事業	内容	担当	①	市政への女性の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。</li> </ul>	総務部	<p><b>変更</b>          ・部署名の変更。          総務企画部→総務部</p> <p><b>変更</b>          ・部署名の変更。          総務企画部→総務部</p>
② 市女性職員の能力開発・登用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。</li> <li>女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。</li> </ul>	総務企画部	総務企画部																															
③ 市女性職員の採用と能力活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。</li> </ul>	総務企画部																																
④ 市政への女性の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。</li> </ul>	総務企画部																																
	具体的な事業	内容	担当																															
①	市女性職員の採用と能力活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員の採用にあたっては男女の機会均等の確保に努めます。また、すべての職場で、女性の能力が発揮できるようにします。</li> </ul>	総務部																															
②	市女性職員の能力開発・登用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市女性職員の各種研修機会の充実を図り、女性職員の計画的な能力開発とキャリア形成に努めます。</li> <li>女性職員の登用を進め、特に女性管理職登用を進めます。</li> </ul>	総務部 総務部																															
	具体的な事業	内容	担当																															
①	市政への女性の意見の反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政懇談会や市政モニターなどに女性の意見を反映させるよう広報活動を進めます。</li> </ul>	総務部																															



## 新旧対照表

旧	新	備考												
<p>「施策の方向（２）」 地域・職場・団体などにおける男女共同参画の推進 地域・職場・団体などにおいて、男女共同参画による意思決定がされるよう、女性の参画を推進します。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①企業・団体などとの連携・協力要請 企業・団体などと連携し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践などの情報提供、啓発活動を行うとともに協力を要請します。</p> <p>②地域活動における女性参画の促進と啓発 地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進します。</p>	<p>「施策の方向２」</p> <p><b>地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画促進</b> 今日、女性は、社会のあらゆる分野においてその構成員として役割を担っています。多様な価値観に立って組織運営を行い、社会全体を活性化させていくためには、女性の視点や意見をしっかりと反映させることが重要と言えます。そのためにも女性の役職等への積極的な登用について、企業や地域の各種団体に対し積極的に啓発を行います。</p> <p>また東日本大震災の経験から、家事・育児・介護等の家庭的責任が<b>固定的な性的役割分担意識により、被災時には特に女性に集中することや、避難所生活において男女のニーズの違いがみられることなどが明らかとなりました。</b>このような緊急時においても、女性の視点や意見がしっかりと反映されるよう、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の確立を目指します。</p> <p>基本的な施策（１）</p> <p><b>企業・団体などとの連携・協力要請（女性活躍推進法 市町村推進計画）</b> 企業・団体などと連携し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践などの情報提供、啓発活動を行うとともに協力を要請します。</p> <table border="1" data-bbox="1034 890 1899 1262"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 企業や団体への啓発</td> <td>・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td>② 農村女性の地位向上</td> <td>・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。</td> <td>産業部 産業部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 企業や団体への啓発	・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。	市民生活部	② 農村女性の地位向上	・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。	産業部 産業部	<p><b>変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行「地域・職場・団体などにおける男女共同参画の推進」→改定案「地域・職場・防災等における方針決定過程への女性の参画 促進」に変更。</li> <li>・社会全体を活性化させていくためには、多様な価値観に立って組織運営を行うことが必要であり、企業や地域においても女性の役職等への積極的な登用が重要であることを説明。</li> <li>・東日本大震災の経験から、緊急時においても、女性の視点や意見がしっかりと反映されるよう、男女共同参画の視点に立</li> </ul>			
具体的な事業	内容	担当												
① 企業や団体への啓発	・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。	市民生活部												
② 農村女性の地位向上	・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。	産業部 産業部												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 企業や団体への啓発</td> <td>・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。</td> <td>市民生活部</td> </tr> <tr> <td>② 地域における女性参画の推進</td> <td>・あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。 ・町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。</td> <td>全庁 市民生活部</td> </tr> <tr> <td>③ 農村女性の地位向上</td> <td>・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。</td> <td>産業部 農業委員会 農業委員会</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 企業や団体への啓発	・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。	市民生活部	② 地域における女性参画の推進	・あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。 ・町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。	全庁 市民生活部	③ 農村女性の地位向上	・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。	産業部 農業委員会 農業委員会		
具体的な事業	事業の内容	担当部												
① 企業や団体への啓発	・企業や団体に対し、男女共同参画の視点での活動の見直しや実践を啓発し、協力の要請をします。実践している団体を紹介します。	市民生活部												
② 地域における女性参画の推進	・あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。 ・町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。	全庁 市民生活部												
③ 農村女性の地位向上	・家族経営協定の推進など、農業女性就労者の地位向上を図ります。 ・農業委員会や農業関係団体へ農業に従事する女性の参画を進めるように働きかけます。	産業部 農業委員会 農業委員会												

## 新旧対照表

旧	新	備考
		<p data-bbox="1937 260 2163 384">った防災・災害復興体制の確立を目指すことを説明。</p> <p data-bbox="1937 451 2011 480"><b>追 加</b></p> <ul data-bbox="1937 502 2163 767" style="list-style-type: none"><li>・「基本的施策：企業・団体などとの連携・協力要請」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。</li></ul>

## 新旧対照表

旧	新	備考												
	<p><b>基本的な施策（2）</b> <b>地域活動における女性参画の促進と啓発</b> 地域活動における意思決定の場への女性の参画を促進します。</p> <table border="1" data-bbox="1043 384 1899 651"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地域における女性参画の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。</li> <li>町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。</li> </ul> </td> <td>           全庁  市民生活部         </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>基本的な施策（3）</b> <b>防災・災害復興への男女共同参画の推進</b> 災害時においても男女が互いの人権を尊重し合えるよう、平常時からその基盤づくりを推進します。</p> <table border="1" data-bbox="1043 879 1899 1297"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定します。また、防災・災害対応時等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</li> <li>地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。</li> </ul> </td> <td>           市民生活部  市民生活部         </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 地域における女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。</li> <li>町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。</li> </ul>	全庁  市民生活部	具体的な事業	内容	担当	① 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定します。また、防災・災害対応時等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</li> <li>地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。</li> </ul>	市民生活部  市民生活部	<p><b>新 設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本的施策：防災・災害復興への男女共同参画の推進」を新設。</li> <li>防災・災害対応等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、新設。</li> <li>★女性だけでなく、性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々、外国人等も考慮されるよう「女性や多様な背景を持つ人々」という表現を採用。</li> <li>具体的な事業①男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進</li> </ul>
具体的な事業	内容	担当												
① 地域における女性参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる分野における地域活動の意思決定の場への女性の参画を進めます。</li> <li>町内会、自治会、団体、企業、事業所などに対し、女性の参画を進めるよう要請します。</li> </ul>	全庁  市民生活部												
具体的な事業	内容	担当												
① 男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害復興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点を踏まえた防災計画を策定します。また、防災・災害対応時等において、十分に女性や多様な背景を持つ人々の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。</li> <li>地域における自主防災組織等の育成を通じて地域防災力の向上を図るとともに、それらの活動において男女共同参画を推進します。</li> </ul>	市民生活部  市民生活部												

## 新旧対照表

旧	新	備考																					
<p>「施策の方向（3）」 女性の社会参加の推進 女性が社会の重要な意思決定の場に、参画できるための力量を高める取り組みを推進します。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①女性のエンパワーメントのための広報・学習 女性のエンパワーメントのための広報・学習活動の充実を図ります。</p> <p>②働く女性の職業意識と能力向上の支援 女性のエンパワーメントのため、企業・事業所に対して、女性の研修などの充実を働きかけます。</p> <p>③市政への関心を高める学習の促進 女性の人材育成のための広報の充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="94 818 958 1313"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性の人材育成の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。</li> <li>「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。</li> <li>広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。</li> <li>女性団体の活動を支援します。</li> </ul> </td> <td>                     市民生活部                       総務企画部 市民生活部                       総務企画部 市民生活部                       市民生活部                 </td> </tr> <tr> <td>② 女性の研修会参加支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。</li> </ul> </td> <td>市民生活部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 女性の人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。</li> <li>「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。</li> <li>広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。</li> <li>女性団体の活動を支援します。</li> </ul>	市民生活部  総務企画部 市民生活部  総務企画部 市民生活部  市民生活部	② 女性の研修会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。</li> </ul>	市民生活部	<p>「施策の方向3」 <b>女性の人材育成の推進</b> 女性が社会のあらゆる分野において方針の立案・決定過程に参画するには、女性自身が意識と能力を高め主体的に活躍できるよう力量を身につけなければなりません。 そのために、女性自身の意識啓発、企業・事業所等への協力要請等を行い、女性の人材育成を支援します。</p> <p>基本的な施策（1） <b>女性の人材育成のための広報・学習</b> 女性の人材育成のための広報・学習活動の充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1057 683 1895 1066"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性の人材育成の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。</li> <li>「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。</li> <li>広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。</li> <li>女性団体の活動を支援します。</li> </ul> </td> <td>                     市民生活部                       総務部 市民生活部                       総務部 市民生活部                       市民生活部                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>基本的な施策（2） <b>働く女性の職業意識と能力向上の支援（女性活躍推進法 市町村推進計画）</b> 女性の能力向上・人材登用のため、企業・事業所に対して、女性の研修などの充実を働きかけます。</p> <table border="1" data-bbox="1057 1270 1895 1412"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 女性の研修会参加支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。</li> </ul> </td> <td>市民生活部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 女性の人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。</li> <li>「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。</li> <li>広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。</li> <li>女性団体の活動を支援します。</li> </ul>	市民生活部  総務部 市民生活部  総務部 市民生活部  市民生活部	具体的な事業	内容	担当	① 女性の研修会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。</li> </ul>	市民生活部	<p><b>変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行「女性の社会参加の推進」→改定案「女性の人材育成の推進」に変更。</li> <li>・ 女性の活躍には、女性自身が力量を身につけることが重要であり、そのために女性自身の意識啓発、企業・事業所等への協力要請等を行うことを説明。</li> <li>・ 現行「女性のエンパワーメントのための広報・学習」→改定案「女性の人材育成のための広報・学習」に変更。</li> <li>・ 「エンパワーメント」ということばをわかり易く「人材育成」と表現を変更</li> <li>・ 担当：総務企画部→総務部</li> </ul>
具体的な事業	事業の内容	担当部																					
① 女性の人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。</li> <li>「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。</li> <li>広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。</li> <li>女性団体の活動を支援します。</li> </ul>	市民生活部  総務企画部 市民生活部  総務企画部 市民生活部  市民生活部																					
② 女性の研修会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。</li> </ul>	市民生活部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 女性の人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性や団体に対し、研修会などの提供や能力開発に関する研修会への参加を支援します。</li> <li>「男女共同参画週間」の啓発事業を開催し、男女共同参画に関する学習を進めます。</li> <li>広報紙やパンフレットで女性の権利に関する法律や制度について啓発します。</li> <li>女性団体の活動を支援します。</li> </ul>	市民生活部  総務部 市民生活部  総務部 市民生活部  市民生活部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 女性の研修会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対し、広報紙やパンフレット配布による普及啓発を実施します。</li> </ul>	市民生活部																					

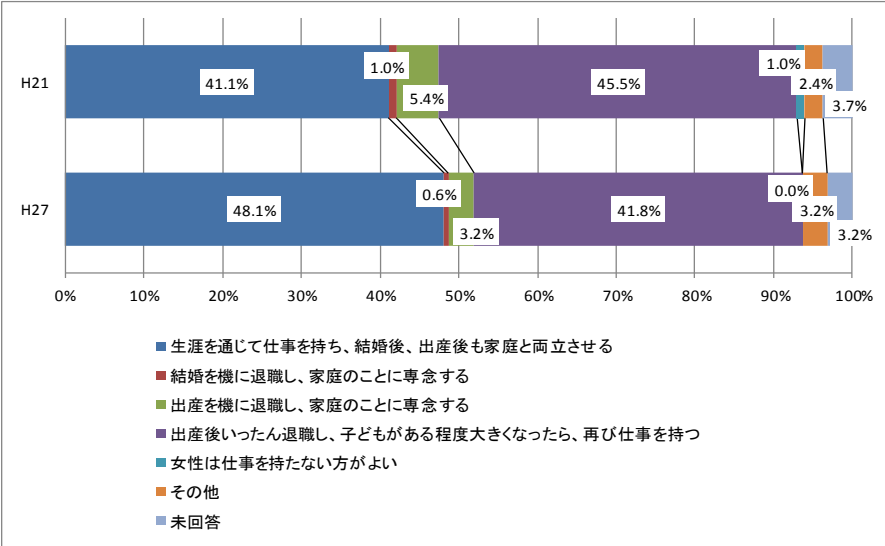
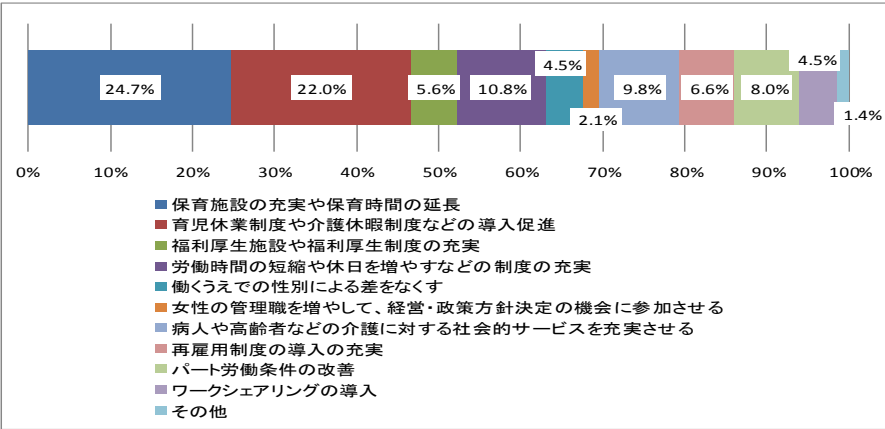
## 新旧対照表

旧			新			備考								
③ 広報活動推進事業	・ イベントなどを通して、市政への関心を高めます。	全庁	<b>基本的な施策（3）</b> <b>市政への関心を高める学習の促進</b> 女性の人材育成のための広報の充実を図ります。 <table border="1" data-bbox="1037 384 1899 501"> <thead> <tr> <th></th> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>広報活動推進事業</td> <td>・ イベントなどを通して、市政への関心を高めます</td> <td>全庁</td> </tr> </tbody> </table>				具体的な事業	内容	担当	①	広報活動推進事業	・ イベントなどを通して、市政への関心を高めます	全庁	・ 「基本的施策：働く女性の職業意識と能力向上の支援」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
	具体的な事業	内容	担当											
①	広報活動推進事業	・ イベントなどを通して、市政への関心を高めます	全庁											

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>【基本目標Ⅲ】</b>  <b>男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり</b>                      男女がともに家庭・職場・地域におけるさまざまな活動を自らの選択により実現できるような社会と環境づくり</p> <p>現状と課題                      少子高齢化の進行や生活スタイルの多様化など、社会が急速に変化する中で、働く場での男女平等や男女がともに仕事や家庭生活、地域生活などとの均衡(ワーク・ライフ・バランス)を図り、生涯を通じ充実した生活を送ることが求められています。</p> <p>男女共同参画推進と少子高齢化対策は車の両輪といえる状況にあり、連携した取り組みが重要です。</p> <p>市民アンケートにおいて、「女性が仕事を持つことについてどれが望ましいか？」という質問に対して、「一旦退職するも再び仕事を持つ」(47%)、「生涯仕事を持ち家庭と両立」(43%)と回答がありました。</p> <p>【女性が仕事を持つことについてどれが望ましいか】</p> <p>「女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか」という質問に対し、「保育施設の充実や保育時間の延長」(44%)、「育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進」(38%)「病人や高齢者などの世話に対する社会的サ</p>	<p><b>【基本目標Ⅲ】</b>  <b>男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり</b>                      男女がともに家庭・職場・地域におけるさまざまな活動を自らの選択により実現できるような社会と環境づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>ライフスタイルや価値観の多様化により、仕事だけでなく家庭や趣味、地域活動などの私生活も大事にしたいという考えを持つ人が増えてきました。しかしながら、仕事と家事・子育て・介護との両立の困難さや不安定な雇用形態により多くの人が仕事と生活のバランスがとれていない現状があります。特に女性に対しては、「子育てや介護は女性の仕事」といった性別による固定的な役割分担意識が根強く、仕事を続ける意思がありながら、出産・育児・介護が障害となり、仕事を続けられないというケースが少なくありません。反面、少子高齢化の進展により、人口減少、地域経済の規模縮小、後継者不足といった様々な課題が懸念される中、女性の活躍に一層の期待が寄せられています。</p> <p>市民アンケートでは、「女性の就労について、どれが望ましいと思うか」という問いに対し「生涯を通じて仕事を持ち、結婚後、出産後も家庭と両立させる」が前回から7.0%増え、今回48.1%となりました。しかしながら、「出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ」が前回から3.7%減ったものの、今回41.8%と依然として高い状態です。女性も生涯働き続けることが理想であるとしつつも、妊娠・出産をきっかけに退職せざるを得ない、産休・育休を取りづらいといった職場環境がまだあるということがうかがえます。また、「女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか」という質問の回答では、「保育施設の充実や保育時間の延長」が(24.7%)、「育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進」が(22.0%)「病人や高齢者などの世話に対する社会的サービス</p>	<p><b>追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフスタイルや価値観の多様化により、仕事だけでなく家庭や趣味、地域活動などの私生活も大事にしたいという考えを持つ人が増えてきているが、仕事と家事・子育て・介護との両立の困難さや不安定な雇用形態により多くの人が仕事と生活のバランスがとれていない現状があることを説明。</li> <li>・仕事と生活の調和を図り充実した毎日にするとともに、高い生産性を維持するためには働くための制度を充実させ柔軟な労働環境を整備するとともに、男性に</li> </ul>

## 新旧対照表

旧	新	備考																																																
<p>ービスを充実させる」(24%)など、働くための制度の充実や労働条件の柔軟性を求める回答が多く見られました。これは、仕事を持つ女性が増えているゆえの結果であると考えられます。</p> <p>男女がともに仕事と家庭を担う状況をつくるためには、男女の固定的な役割分担意識の解消や社会全体で仕事と家庭の両立支援を進める必要があります。</p>	<p>「女性の就労について、どれが望ましいと思うか」の回答（H21 と H27 の結果比較）</p>  <table border="1"> <caption>「女性の就労について、どれが望ましいと思うか」の回答結果比較</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H21 (%)</th> <th>H27 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生涯を通じて仕事を持ち、結婚後、出産後も家庭と両立させる</td> <td>41.1%</td> <td>48.1%</td> </tr> <tr> <td>結婚を機に退職し、家庭のことに専念する</td> <td>1.0%</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>出産を機に退職し、家庭のことに専念する</td> <td>5.4%</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ</td> <td>45.5%</td> <td>41.8%</td> </tr> <tr> <td>女性は仕事を持たない方がよい</td> <td>1.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.4%</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>未回答</td> <td>3.7%</td> <td>3.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>「女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか」（H27 の結果）</p>  <table border="1"> <caption>「女性が働き続けるために必要なことは何だと思いますか」(H27 の結果)</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H27 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育施設の充実や保育時間の延長</td> <td>24.7%</td> </tr> <tr> <td>育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進</td> <td>22.0%</td> </tr> <tr> <td>福利厚生施設や福利厚生制度の充実</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>労働時間の短縮や休日を増やすなどの制度の充実</td> <td>10.8%</td> </tr> <tr> <td>働くうえでの性別による差をなくす</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>女性の管理職を増やして、経営・政策方針決定の機会に参加させる</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>病人や高齢者などの介護に対する社会的サービスを充実させる</td> <td>9.8%</td> </tr> <tr> <td>再雇用制度の導入の充実</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>パート労働条件の改善</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>ワークシェアリングの導入</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.4%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H21 (%)	H27 (%)	生涯を通じて仕事を持ち、結婚後、出産後も家庭と両立させる	41.1%	48.1%	結婚を機に退職し、家庭のことに専念する	1.0%	0.6%	出産を機に退職し、家庭のことに専念する	5.4%	3.2%	出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ	45.5%	41.8%	女性は仕事を持たない方がよい	1.0%	0.0%	その他	2.4%	3.2%	未回答	3.7%	3.2%	項目	H27 (%)	保育施設の充実や保育時間の延長	24.7%	育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進	22.0%	福利厚生施設や福利厚生制度の充実	5.6%	労働時間の短縮や休日を増やすなどの制度の充実	10.8%	働くうえでの性別による差をなくす	4.5%	女性の管理職を増やして、経営・政策方針決定の機会に参加させる	2.1%	病人や高齢者などの介護に対する社会的サービスを充実させる	9.8%	再雇用制度の導入の充実	6.6%	パート労働条件の改善	8.0%	ワークシェアリングの導入	4.5%	その他	1.4%	<p>対して家事、子育て、介護等に積極的に参加していくための支援をしていくということが必要であることを説明。</p>
項目	H21 (%)	H27 (%)																																																
生涯を通じて仕事を持ち、結婚後、出産後も家庭と両立させる	41.1%	48.1%																																																
結婚を機に退職し、家庭のことに専念する	1.0%	0.6%																																																
出産を機に退職し、家庭のことに専念する	5.4%	3.2%																																																
出産後いったん退職し、子どもがある程度大きくなったら、再び仕事を持つ	45.5%	41.8%																																																
女性は仕事を持たない方がよい	1.0%	0.0%																																																
その他	2.4%	3.2%																																																
未回答	3.7%	3.2%																																																
項目	H27 (%)																																																	
保育施設の充実や保育時間の延長	24.7%																																																	
育児休業制度や介護休暇制度などの導入促進	22.0%																																																	
福利厚生施設や福利厚生制度の充実	5.6%																																																	
労働時間の短縮や休日を増やすなどの制度の充実	10.8%																																																	
働くうえでの性別による差をなくす	4.5%																																																	
女性の管理職を増やして、経営・政策方針決定の機会に参加させる	2.1%																																																	
病人や高齢者などの介護に対する社会的サービスを充実させる	9.8%																																																	
再雇用制度の導入の充実	6.6%																																																	
パート労働条件の改善	8.0%																																																	
ワークシェアリングの導入	4.5%																																																	
その他	1.4%																																																	

## 新旧対照表

旧	新	備考												
	<p data-bbox="1016 268 1167 300">【成果指標】</p> <table border="1" data-bbox="1016 304 1904 675"> <thead> <tr> <th data-bbox="1016 304 1406 336">項目</th> <th data-bbox="1406 304 1771 336">現況値</th> <th data-bbox="1771 304 1904 336">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1016 336 1406 491">「職場の中」で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じる人の割合</td> <td data-bbox="1406 336 1771 491">48.1% (平成 27 年度市民アンケート)</td> <td data-bbox="1771 336 1904 491">10%以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 491 1406 600">伊達市役所の男性の看護休暇取得率</td> <td data-bbox="1406 491 1771 600">32.7% (平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月まで)</td> <td data-bbox="1771 491 1904 600">●%以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1016 600 1406 675">介護サービスの満足度</td> <td data-bbox="1406 600 1771 675">●% (平成 ● 年 ● 月 ● 日現在)</td> <td data-bbox="1771 600 1904 675">●%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現況値	目標値	「職場の中」で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じる人の割合	48.1% (平成 27 年度市民アンケート)	10%以下	伊達市役所の男性の看護休暇取得率	32.7% (平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月まで)	●%以上	介護サービスの満足度	●% (平成 ● 年 ● 月 ● 日現在)	●%以上	<p data-bbox="1933 256 2013 288">新設</p> <p data-bbox="1933 304 2168 576">★「基本目標Ⅲ：男女がともに仕事と生活の調和をはかれる環境づくり」における取組の成果を図る指標として新設。</p>
項目	現況値	目標値												
「職場の中」で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じる人の割合	48.1% (平成 27 年度市民アンケート)	10%以下												
伊達市役所の男性の看護休暇取得率	32.7% (平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月まで)	●%以上												
介護サービスの満足度	●% (平成 ● 年 ● 月 ● 日現在)	●%以上												



## 新旧対照表

旧	新	備考												
<p>「施策の方向（１）」 安心して働き続けることのできる環境整備 男女がともに健康で安心して働き、女性が継続して働くことができる環 の整備を図ります。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①働く場での男女平等 雇用や職場での男女平等を推進します。</p> <p>②仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発 仕事と家庭生活を両立しやすいバランスの良い就労形態について事業者な どへの啓発に努めます。</p> <p>③育児・介護休業法制度など利用の促進 育児・介護休業を取りやすい職場づくりなど、子育て・介護家庭に配慮し た就労環境づくりに努めます。</p> <table border="1" data-bbox="91 847 960 1075"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 職場の男女平等の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。</li> <li>・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。</li> </ul> </td> <td>                     総務企画部 産業部 産業部                 </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 職場の男女平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。</li> <li>・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。</li> </ul>	総務企画部 産業部 産業部	<p>「施策の方向１」 安心して働き続けることのできる職場環境づくり</p> <p>人々の意識や価値観の変化に伴い、仕事と生活に対する考え方も多様化してきています。全ての人々が仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送るためには、男女が協力し、そして共に安心して働き続けられる環境を整備することが必要です。</p> <p>そのために、企業・事業所等に対して男女の均等な機会と待遇の確保を要請し、雇用の場における男女平等の実現を目指します。また、女性のライフステージに応じた多様な働き方や就労を支援するとともに、育児・介護休業法制度の普及と利用促進を図ります。</p> <p>基本的な施策（１） 働く場での男女平等 雇用や職場での男女平等を推進します。</p> <table border="1" data-bbox="1025 847 1895 1075"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 職場の男女平等の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。</li> <li>・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。</li> </ul> </td> <td>                     総務部 産業部 産業部                 </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 職場の男女平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。</li> <li>・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。</li> </ul>	総務部 産業部 産業部	<p><b>追加</b></p> <p>・ 全ての人々が仕事と生活の調和がとれた豊かな人生を送るためには、男女が共に安心して働き続けられる環境を整備することが必要であり、そのために、企業・事業所等に協力を要請し、雇用の場における男女平等の実現を目指すことを説明。</p> <p><b>変更</b></p> <p>・ 担当：総務企画部 →総務部</p>
具体的な事業	事業の内容	担当部												
① 職場の男女平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。</li> <li>・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。</li> </ul>	総務企画部 産業部 産業部												
具体的な事業	内容	担当												
① 職場の男女平等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やパンフレットなどで男女雇用機会均等法、労働関係法令を啓発します。</li> <li>・ 事業所に対して男女雇用機会均等法など法令の周知を要請します。</li> </ul>	総務部 産業部 産業部												

## 新旧対照表

旧			新			備考					
② ワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークライフバランスの実現に向けて男性の働き方を見直すための啓発活動を推進し、男女がともに家庭責任を担うための学習会を開催します。</li> <li>就労における、男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和を進めます。</li> </ul>	産業部  産業部 市民生活部	<b>基本的な施策（2）</b> <b>仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発（女性活躍推進法 市町村推進計画）</b> 仕事と家庭生活を両立しやすいバランスの良い就労形態について事業者などへの啓発に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 488 1093 817">①</td> <td data-bbox="1093 488 1323 817">ワーク・ライフ・バランスの推進</td> <td data-bbox="1323 488 1899 817"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男性の働き方を見直すための啓発活動を推進し、男女がともに家庭責任を担うための学習会を開催します。</li> <li>就労における、男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和を進めます。</li> </ul>           産業部  産業部 市民生活部         </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	①	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男性の働き方を見直すための啓発活動を推進し、男女がともに家庭責任を担うための学習会を開催します。</li> <li>就労における、男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和を進めます。</li> </ul> 産業部  産業部 市民生活部	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本的施策：仕事と家庭のバランスの良い働き方の重要性の啓発」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。</li> </ul>
具体的な事業	内容	担当									
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男性の働き方を見直すための啓発活動を推進し、男女がともに家庭責任を担うための学習会を開催します。</li> <li>就労における、男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和を進めます。</li> </ul> 産業部  産業部 市民生活部									
③ 育児、介護休業制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児、介護休業制度などについて広報紙などで知らせします。</li> <li>事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう要請します。</li> <li>市職員が、男女がともに育児・介護のための制度が利用できるよう支援します。</li> </ul>	総務企画部  産業部 市民生活部  総務企画部	<b>基本的な施策（3）</b> <b>育児・介護休業法制度など利用の促進</b> 育児・介護休業を取りやすい職場づくりなど、子育て・介護家庭に配慮した就労環境づくりに努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 1082 1093 1374">①</td> <td data-bbox="1093 1082 1323 1374">育児、介護休業制度の利用促進</td> <td data-bbox="1323 1082 1899 1374"> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児、介護休業制度などについて広報紙などでお知らせします。</li> <li>事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう要請します。</li> <li>市職員が、男女がともに育児・介護のための制度が利用できるよう支援します。</li> </ul>           総務部  産業部 市民生活部  総務部         </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	①	育児、介護休業制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児、介護休業制度などについて広報紙などでお知らせします。</li> <li>事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう要請します。</li> <li>市職員が、男女がともに育児・介護のための制度が利用できるよう支援します。</li> </ul> 総務部  産業部 市民生活部  総務部	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">変更</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当：総務企画部 →総務部</li> </ul>
具体的な事業	内容	担当									
①	育児、介護休業制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児、介護休業制度などについて広報紙などでお知らせします。</li> <li>事業所に対し、男性が育児、介護休業制度を利用しやすい環境整備を行うよう要請します。</li> <li>市職員が、男女がともに育児・介護のための制度が利用できるよう支援します。</li> </ul> 総務部  産業部 市民生活部  総務部									

## 新旧対照表

旧	新	備考												
<p>「施策の方向（２）」 仕事と家庭生活を両立するための支援 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに努めます。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援 男性が育児・介護などの家庭生活に参画できる環境づくりのための情報提供や支援を図ります。</p> <p>②子育て支援の充実 男女がともに子育てに参画できる環境づくりに努めます。</p> <p>③介護サービスと相談体制の充実 男女がともに協力して介護を担うことができるよう、多様な介護サービスと相談体制の充実を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="78 831 965 1018"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 男性の家庭生活への参画促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事、育児、介護の重要性や体験などについて広報紙で紹介します。</li> <li>男性の料理教室を企画します。</li> </ul> </td> <td>                     市民生活部                      総務企画部                      市民生活部                      教育委員会                 </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 男性の家庭生活への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事、育児、介護の重要性や体験などについて広報紙で紹介します。</li> <li>男性の料理教室を企画します。</li> </ul>	市民生活部 総務企画部 市民生活部 教育委員会	<p>「施策の方向２」 仕事と家庭生活を両立するための支援</p> <p>子育てや介護については、女性に負担が多くかかる傾向があります。仕事と家庭生活の両立を実現するためには、仕事と子育てまたは介護との二者択一構造を解消する必要があります。</p> <p>そのために、待機児童の解消や多様な保育ニーズへの対応に取組み、夫婦共働き世帯を支援するとともに、高齢者及び障がい者に対するサービスの充実等を推進し、社会全体で支える介護を目指します。</p> <p>さらに、男性に対しては、これまでの働き方を見直し、家事や育児・介護、地域活動などへの参加を促進する取組みを進めます。</p> <p>基本的な施策（１） 育児・介護など家庭生活への男性の参画の啓発・支援</p> <p>男性が育児・介護などの家庭生活に参画できる環境づくりのための情報提供や支援を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1028 874 1906 1102"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 男性の家庭生活への参画促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事、育児、介護の重要性や体験などについて広報紙で紹介します。</li> <li>男性の料理教室を企画します。</li> </ul> </td> <td>                     市民生活部                      総務部                       市民生活部                      教育部                 </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 男性の家庭生活への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事、育児、介護の重要性や体験などについて広報紙で紹介します。</li> <li>男性の料理教室を企画します。</li> </ul>	市民生活部 総務部  市民生活部 教育部	<p><b>追加</b></p> <p>・仕事と子育てまたは介護との二者択一構造を解消し男女が共に仕事と家庭生活を両立できるよう、多様な保育ニーズへ対応するとともに、介護サービスの充実等を推進していくことを説明。</p> <p><b>変更</b></p> <p>・担当：総務企画部 →総務部</p>
具体的な事業	事業の内容	担当部												
① 男性の家庭生活への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事、育児、介護の重要性や体験などについて広報紙で紹介します。</li> <li>男性の料理教室を企画します。</li> </ul>	市民生活部 総務企画部 市民生活部 教育委員会												
具体的な事業	内容	担当												
① 男性の家庭生活への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事、育児、介護の重要性や体験などについて広報紙で紹介します。</li> <li>男性の料理教室を企画します。</li> </ul>	市民生活部 総務部  市民生活部 教育部												

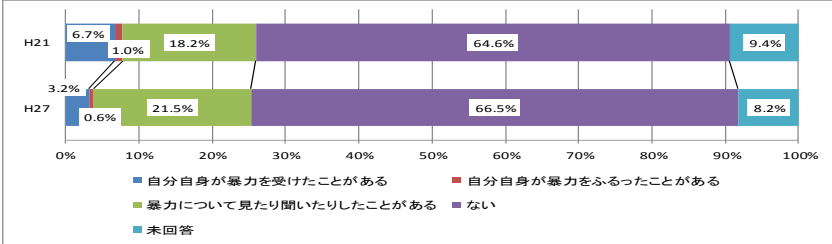
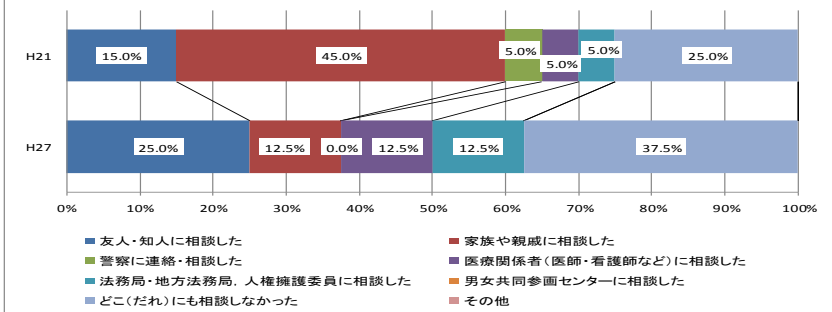
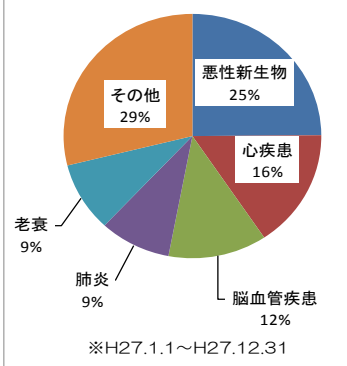
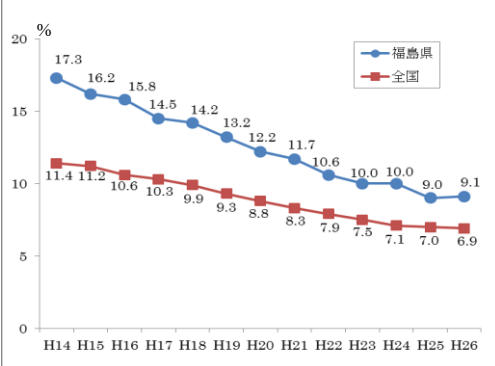
## 新旧対照表

旧			新			備考	
具体的な事業	事業の内容	担当部	<b>基本的な施策（２）</b> <b>子育て支援の充実（女性活躍推進法 市町村推進計画）</b> 男女がともに子育てに参画できる環境づくりに努めます。			変更 ・「基本的施策：子育て支援の充実」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。	
② 子育て支援の充実	・ 子育てに関する相談、情報提供体制を整備します。 ・ 乳幼児の健康相談、訪問指導を実施し、育児に不安をもつ母親を支援します。 ・ 延長保育、一時保育、預かり保育を充実します。ファミリーサポート事業を支援します。	こども部  健康福祉部  こども部	①	子育て支援の充実	内容 ・ 妊娠から出産、就学までを切れ目なく支援するため、伊達市子育て世代包括支援センター「にこにこ」（伊達市版ネウボラ）を開設し、相談支援や情報提供等、総合的に各種事業を行い、すべてのこどもが健やかに成長できるよう取り組んでいきます。 ・ 延長保育、一時保育を充実します。妊娠中や出産直後の家庭で育児や家事の援助を行う事業などを充実させます。		担当 健康福祉部   こども部
③ 介護サービスの充実	・ 施設の充実・在宅介護サービスの充実を図ります。 ・ 高齢者がさまざまな介護サービスを利用できるよう情報提供します。 ・ 家族介護者が、介護知識や技術の習得ができる介護教室を開催し、高齢者や介護者が相談できる体制を整備します。	健康福祉部  健康福祉部  健康福祉部			<b>基本的な施策（３）</b> <b>介護サービスと相談体制の充実（女性活躍推進法 市町村推進計画）</b> 男女がともに協力して介護を担うことができるよう、多様な介護サービスと相談体制の充実を図ります。		変更 ・「介護サービスと相談体制の充実」を女性活躍推進法の定める市町村推進計画と位置づけ。
④ 障がい者福祉、サービスの利用促進	・ 障がい者がさまざまな障がい者サービスを利用できるよう情報提供します。	健康福祉部	①	介護サービスの充実	内容 ・ 施設の充実・在宅介護サービスの充実を図ります。 ・ 高齢者がさまざまな介護サービスを利用できるよう情報提供します。 ・ 家族介護者が、介護知識や技術の習得ができる介護教室を開催し、高齢者や介護者が相談できる体制を整備します。	担当 健康福祉部  健康福祉部  健康福祉部	
					②	障がい者サービスの利用促進	・ 障がい者がさまざまな障がい者サービスを利用できるよう情報提供します。

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>【基本目標Ⅳ】</b> <b>健康で安心して生活できる環境づくり</b> 男女が生涯を通して健康であり、かつ、女性に対する暴力のない環境づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>女性に対する暴力は人権を侵害する重大な問題であり、決して許されるものではありません。配偶者やパートナーなどからの身体的・精神的暴力（※ドメスティックバイオレンス＝DV）や職場や学校での※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）の被害者の多くは女性であり、重大な人権侵害であるという認識を広めていく必要があります。</p> <p>市民アンケートでは、実際にセクハラやDVについて「受けたことがある」と回答している人はセクハラ(4%)、DV(7%)、また、「見たり聞いたりしたことがある」と回答した人はセクハラ(23%)、DV(18%)でした。</p> <p>しかし、実際に被害を受けた中で、友人や知人に相談したのは(1%)、家族に相談したのは(3%)でした。公的機関や民間機関に相談した方はいませんでした</p> <p>女性に対する暴力は、男性優位の意識や経済的格差・固定的な性別役割分担意識など、男女がおかれた状況に根ざした構造的な問題です。暴力を根絶し、暴力を許さない環境づくりが重要であり、相談体制の充実に向けた取り組みも必要です。</p> <p>生涯を通じた健康の維持増進、特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生のステージに対応した対策が必要です。</p>	<p><b>【基本目標Ⅳ】</b> <b>健康で安心して生活できる環境づくり</b> 男女が生涯を通して健康であり、かつ、女性に対する暴力のない環境づくり</p> <p>現状と課題</p> <p>ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ストーカー行為、性犯罪などの人権侵害が社会問題となっておりますが、これらの被害者の多くは女性です。</p> <p>市民アンケートでは、実際にセクハラやDVについて「受けたことがある」と回答した方は、セクハラが前回 3.7%で今回 12.0%、DVが前回 6.7%で今回 3.2%となりました。また、「見たり聞いたりしたことがある」と回答した人はセクハラが前回 22.9%で今回 24.1%、DVが前回 18.2%で今回 21.5%でした。特に、実際にDV被害を受けた方がどこに相談したかの結果を見ると、友人や知人に相談した方は前回 15%で今回 25%、家族に相談した方は前回 45%で今回 12.5%、公的機関や民間機関に相談した方は前回 15.0%で今回 25.0%、誰にも相談しなかった方が前回 25.0%で今回 37.5%でした。支援体制の充実、相談機関等の周知がまだまだ不十分であることを物語る結果と受け取れるので、暴力の根絶、暴力を許さない環境づくりと併せ、相談体制の充実と相談機関等の周知に関する取組を今後一層の努力をしていく必要があります。</p> <p>また、男女共同参画の形成には男女がともにいきいきと健康でいることが不可欠です。がんや心疾患等、生活習慣病を予防するための各種健康診断を実施するとともに、ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図り、健康への意識づくりを進めていくことが大切です。</p> <p>さらに、性情報の氾濫や性に対する意識の変化などにより、性体験の低年齢化が進む中、望まない妊娠や中絶、性感染症が問題となっています。また、女性は結婚して子どもを産むのが当然という意識がまだまだ残っており、女性が自分の身体のことを自分で決める権利（子どもを産む、産まない、いつ何人産む等）について、それが女性の重要な人権であるという認識が依然として不足しています。このことから、性と生殖に関する教育や健康支援を進めていくことも重要といえます。</p>	<p><b>新設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セクハラやDV被害者に対する支援体制の充実、相談機関等の周知がまだまだ不十分であることを、アンケート結果数値を用いて説明。</li> <li>・暴力の根絶、暴力を許さない環境づくりと併せ、相談体制の充実と周知に関する取組を今後一層努力をしていく必要性を明記。</li> <li>・また、男女共同参画の形成には男女がともにいきいきと健康でいることが不可欠であり、ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図り、健康への意識づくりを進めていくとともに、性</li> </ul>

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p>※セクシュアル・ハラスメント＝性的いやがらせ。相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。</p> <p>※ドメスティック・バイオレンス(DV)＝配偶者やパートナーから受ける暴力のこと。身体的暴力、性的暴力だけでなく精神的暴力、経済的暴力も含まれる。</p>	<p>DV について (H21 と H27 の結果比較)</p>  <p>DV 被害を受けた方がどこに相談したか (H21 と H27 の結果比較)</p>  <p>伊達市の主要死因別死亡者数</p>  <p>※H27.1.1～H27.12.31</p> <p>福島県の人工妊娠中絶率の推移</p> 	<p>と生殖に関する教育や健康支援を進めていくことも重要であることを説明。</p>

## 新旧対照表

旧	新			備考												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1014 316 1431 355">項目</th> <th data-bbox="1431 316 1733 355">現況値</th> <th data-bbox="1733 316 1892 355">目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1014 355 1431 464">特定健診受診率</td> <td data-bbox="1431 355 1733 464">41.0% (平成 25 年日現在)</td> <td data-bbox="1733 355 1892 464">60.0%以上 (平成 30 年度までに)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 464 1431 574">セクハラ、ストーカー、DV等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合</td> <td data-bbox="1431 464 1733 574">—</td> <td data-bbox="1733 464 1892 574">100%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1014 574 1431 684">DV被害を受けても、誰にも相談しなかった人の割合</td> <td data-bbox="1431 574 1733 684">37.5% (平成 27 年度市民アンケート)</td> <td data-bbox="1733 574 1892 684">0%</td> </tr> </tbody> </table>			項目	現況値	目標値	特定健診受診率	41.0% (平成 25 年日現在)	60.0%以上 (平成 30 年度までに)	セクハラ、ストーカー、DV等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合	—	100%	DV被害を受けても、誰にも相談しなかった人の割合	37.5% (平成 27 年度市民アンケート)	0%	<p><b>新 設</b></p> <p>★「基本目標Ⅳ：健康で安心して生活できる環境づくり」における取組の成果を図る指標として新設。</p>
項目	現況値	目標値														
特定健診受診率	41.0% (平成 25 年日現在)	60.0%以上 (平成 30 年度までに)														
セクハラ、ストーカー、DV等の被害にあった場合の相談窓口を知っている人の割合	—	100%														
DV被害を受けても、誰にも相談しなかった人の割合	37.5% (平成 27 年度市民アンケート)	0%														

## 新旧対照表

旧	新	備考																					
<p>「施策の方向（１）」 男女間のあらゆる暴力の根絶 男女がお互いの人権を尊重し合いながら、対等な関係が築けるよう、暴力の根絶に向けた意識の啓発や相談体制の充実を図ります。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①女性に対する暴力根絶についての広報・啓発 女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくりのための啓発に努めます。</p> <p>②相談体制の充実 暴力を許さない社会づくりに向けた情報の提供と、被害者のための相談充実や関係機関との連携・協力体制の整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="73 770 983 1090"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 暴力根絶の啓発</td> <td>・ 暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメント、子ども虐待についての根絶のための啓発に努めます。</td> <td>市民生活部 こども部</td> </tr> <tr> <td>② 相談体制の充実</td> <td>・ DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。</td> <td>市民生活部 健康福祉部 こども部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 暴力根絶の啓発	・ 暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメント、子ども虐待についての根絶のための啓発に努めます。	市民生活部 こども部	② 相談体制の充実	・ DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。	市民生活部 健康福祉部 こども部	<p>「施策の方向１」 男女間のあらゆる暴力の根絶 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカール行等、男女間のあらゆる暴力を予防し根絶するために、様々な機会を通して、啓発活動を実施します。</p> <p>また、暴力を受けた被害者は相談することに抵抗を感じる場合が多く、問題が潜在化する傾向にあるため、相談制度の広報周知に努めるとともに、相談機能の充実を図り、関係機関と連携し、迅速な保護及び支援に取り組みます。</p> <p>基本的な施策（１） 女性に対する暴力根絶についての広報・啓発 女性に対する暴力は、人権を侵害する重大な問題であるとの認識を広め、女性に対するあらゆる暴力を許さない環境づくりのための啓発に努めます。</p> <table border="1" data-bbox="1043 786 1901 971"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 暴力根絶の啓発</td> <td>・ 暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者等からの暴力、セクハラ等についての根絶のための啓発に努めます。</td> <td>市民生活部</td> </tr> </tbody> </table> <p>基本的な施策（２） 相談体制の充実 暴力を許さない社会づくりに向けた情報の提供と、被害者のための相談充実や関係機関との連携・協力体制の整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1043 1195 1901 1345"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 相談体制の充実</td> <td>・ DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。</td> <td>市民生活部 健康福祉部 こども部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 暴力根絶の啓発	・ 暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者等からの暴力、セクハラ等についての根絶のための啓発に努めます。	市民生活部	具体的な事業	内容	担当	① 相談体制の充実	・ DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。	市民生活部 健康福祉部 こども部	<p><b>追加</b></p> <p>・ 男女間のあらゆる暴力を予防し根絶するために、様々な機会を通して啓発活動を実施するとともに、被害者相談制度の周知、機能の充実を図ることを説明。</p>
具体的な事業	事業の内容	担当部																					
① 暴力根絶の啓発	・ 暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者からの暴力、セクシュアルハラスメント、子ども虐待についての根絶のための啓発に努めます。	市民生活部 こども部																					
② 相談体制の充実	・ DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。	市民生活部 健康福祉部 こども部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 暴力根絶の啓発	・ 暴力を許さない社会環境づくり、特に女性に対する配偶者等からの暴力、セクハラ等についての根絶のための啓発に努めます。	市民生活部																					
具体的な事業	内容	担当																					
① 相談体制の充実	・ DV、セクハラ、虐待などの被害や悩みについての相談体制を整備します。	市民生活部 健康福祉部 こども部																					



## 新旧対照表

旧	新	備考																												
<p>「施策の方向（２）」 生涯にわたる健康の支援 男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ります。</p> <p>基本的な施策</p> <p>①生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談 生涯を通じた健康管理、保持増進のため、健康に関する情報の提供、健康教室などによる支援と相談体制の整備を図ります。</p> <p>②妊娠・出産に関する支援 女性の妊娠・出産期に関する健康支援体制の整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="78 678 981 1289"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>事業の内容</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 健康診断の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。</li> <li>女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部 健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>② 指導と相談</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフワークにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 健康づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	事業の内容	担当部	① 健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。</li> <li>女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。</li> </ul>	健康福祉部 健康福祉部	② 指導と相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフワークにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉部	③ 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。</li> </ul>	健康福祉部	<p>「施策の方向２」 生涯にわたる健康の支援</p> <p>男女がいきいきと心豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通して心身ともに健康であることが望めます。それには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し互いに思いやるとともに、多様な性を認め合うことが重要です。</p> <p>そのために、性と生殖に関する正しい知識の習得や、発達段階に応じた適切な性教育の実施及び充実を図ります。特に女性に対しては、妊娠・出産・更年期など各ライフステージにあった支援を行います。</p> <p>また、すべての人が、自分の健康は自分で守るという自己管理意識を高めるため、健康教室、各種検診、健康相談等を通して病気の予防及び早期発見を推進するとともに、健康的な食生活や運動の習慣を確立し、生涯を通じた健康づくりを支援します。</p> <p>基本的な施策（１） 生涯を通じた健康管理、保持増進のための広報・教育・支援・相談 生涯を通じた健康管理、保持増進のため、健康に関する情報の提供、健康教室などによる支援と相談体制の整備を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="1041 845 1886 1374"> <thead> <tr> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 健康診断の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。</li> <li>女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部 健康福祉部</td> </tr> <tr> <td>② 指導と相談</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 健康づくり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。</li> </ul> </td> <td>健康福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業	内容	担当	① 健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。</li> <li>女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。</li> </ul>	健康福祉部 健康福祉部	② 指導と相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉部	③ 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。</li> </ul>	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。</li> </ul>	健康福祉部	<p><b>追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女がそれぞれの身体の特徴を理解し互いに思いやるとともに、多様な性を認め合うことの重要性を説明。</li> <li>自分の健康は自分で守るという自己管理意識を高めるため、健康教室、各種検診、健康相談等を推進するとともに、健康的な習慣作りを促していくことを説明。</li> </ul>
具体的な事業	事業の内容	担当部																												
① 健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。</li> <li>女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。</li> </ul>	健康福祉部 健康福祉部																												
② 指導と相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフワークにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉部																												
③ 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。</li> </ul>	健康福祉部																												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。</li> </ul>	健康福祉部																												
具体的な事業	内容	担当																												
① 健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康診断を実施し、健康への意識づくりと実践を図るための教室などを開催します。</li> <li>女性特有の乳がん、子宮がん、子宮頸がん、男性特有の前立腺がんの診断。女性に多い骨粗鬆症の予防の重要性について啓発します。</li> </ul>	健康福祉部 健康福祉部																												
	② 指導と相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージにあった健康管理の指導と相談の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉部																											
③ 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康推進に向けて、男女がスポーツに親しむことができる環境整備を行います。</li> </ul>	健康福祉部																												
	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物乱用、喫煙、飲酒による健康被害について正確な情報を提供します。</li> </ul>	健康福祉部																												

## 新旧対照表

旧			新			備考												
④性に関する教育・ 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。</li> <li>学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。</li> </ul>	健康福祉部 教育委員会 教育委員会 健康福祉部	<b>基本的な施策（２）</b> <b>妊娠・出産に関する支援</b> 女性の妊娠・出産期に関する健康支援体制の整備を図ります。															
⑤妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>避妊、妊娠、出産、不妊、更年期障害などに関する相談や情報提供の充実を図ります。</li> </ul>	健康福祉部	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>具体的な事業</th> <th>内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1039 424 1088 616">①</td> <td data-bbox="1088 424 1323 616">性に関する教育・情報提供</td> <td data-bbox="1323 424 1756 616"> <ul style="list-style-type: none"> <li>性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。</li> <li>学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1756 424 1917 616">健康福祉部 教育部  健康福祉部 教育部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1039 616 1088 874">②</td> <td data-bbox="1088 616 1323 874">妊娠・出産に関する支援</td> <td data-bbox="1323 616 1756 874"> <ul style="list-style-type: none"> <li>伊達市子育て世代包括支援センター「にここ」(伊達市版ネウボラ)を開設し、妊娠・出産・育児に関する相談・支援を行います。また、不妊・避妊・更年期障害など、女性の健康に関する相談や情報提供も行なっています。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1756 616 1917 874">健康福祉部</td> </tr> </tbody> </table>					具体的な事業	内容	担当	①	性に関する教育・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。</li> <li>学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。</li> </ul>	健康福祉部 教育部  健康福祉部 教育部	②	妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊達市子育て世代包括支援センター「にここ」(伊達市版ネウボラ)を開設し、妊娠・出産・育児に関する相談・支援を行います。また、不妊・避妊・更年期障害など、女性の健康に関する相談や情報提供も行なっています。</li> </ul>	健康福祉部
	具体的な事業	内容	担当															
①	性に関する教育・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>性に関する正しい理解と知識を得るための情報収集と情報提供を行います。</li> <li>学校教育の中で、発達段階に応じて性に関する教育を行います。</li> </ul>	健康福祉部 教育部  健康福祉部 教育部															
②	妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊達市子育て世代包括支援センター「にここ」(伊達市版ネウボラ)を開設し、妊娠・出産・育児に関する相談・支援を行います。また、不妊・避妊・更年期障害など、女性の健康に関する相談や情報提供も行なっています。</li> </ul>	健康福祉部															